

職員の時差勤務の取扱いに関する要綱

平成18年7月1日施行

平成19年9月1日改正

平成23年4月1日改正

平成29年5月1日改正

令和4年1月1日改正

令和6年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、公務能率の向上を図るとともに、職員の健康保持及び時間外勤務の縮減を図るため、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年新潟市規則第9号。以下「規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、職員の勤務時間の割振りに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規の勤務時間の割振り 規則第2条第1項に規定する勤務時間の割振り（同条第2項の規定により、当該勤務時間の割振りが午前8時30分から午後5時までに変更された職員にあっては、当該変更された勤務時間の割振り）をいう。
- (2) 時差勤務 本要綱の規定により正規の勤務時間の割振りを変更することをいう。

(時差勤務の命令等)

第3条 所属長（職員の時間外勤務を命令することができる者をいう。以下同じ。）は、正規の勤務時間の割振りを命じている職員で、次に掲げる職務に従事する職員及び1月につき45時間以上の時間外勤務が見込まれる職員に対し、時差勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が時差勤務を希望しない場合はこの限りではない。

- (1) 徴収
- (2) 収納
- (3) 用地交渉
- (4) 住民説明会の主催
- (5) 議会関係
- (6) 予算決算関係
- (7) その他市長が認めた職務

2 所属長は、時差勤務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割振りを次の表に定める勤務時間及び休憩時間のいずれかに変更するものとする。ただし、同表の勤務時間及び休憩時間によると職務の能率を阻害すると認めるときは、同表右欄に定める休憩時間の終わ

る時刻から連続する勤務時間が5時間30分を超える前に30分以上の休憩時間を置き、同表左欄に定める勤務時間の終わる時間を変更することができる。

勤務時間	休憩時間
午前7時30分から午後4時15分まで	午後0時から午後1時まで
午前9時30分から午後6時15分まで	午後0時から午後1時まで
午前10時から午後6時45分まで	午後0時から午後1時まで
午前10時30分から午後7時15分まで	午後0時から午後1時まで
午後1時から午後9時45分まで	午後5時から午後6時まで

- 3 所属長は、原則として時差勤務を命ずる日の1週間前までに、当該時差勤務を命ずる職員に命ずるものとする。
- 4 所属長は、職員1人当たり2週間につき5日を超えて時差勤務を命じてはならない。また、1日につき、時差勤務を行う職員の数が所属職員の半数を超えてはならない。

(所属長の責務)

第4条 所属長は、時差勤務を命ずるにあたり、公務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の意思を尊重し、職員の健康及び福祉を害さないように十分考慮しなければならない。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、時差勤務に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。